



第6章

第2期障害児福祉計画

1 障害児福祉サービスの見込量

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体が不自由な未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により、治療も行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後又は休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	療育経験のある専門職員が利用ニーズに応じて、保育所や小学校などを訪問し、集団での生活に特別な支援が必要な児童に対し、集団生活に適応できるように支援します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難で通所支援を利用できない児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを支援します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする児童やその保護者に対し、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整などを支援します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	実利用者数	22	21	17	21	23	25
	延利用者数	108	139	140	153	167	183
医療型児童発達支援	実利用者数	12	8	8	12	12	12
	延利用者数	68	37	40	60	60	60
放課後等デイサービス	実利用者数	42	51	60	70	80	90
	延利用者数	541	629	790	900	1,030	1,160
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	2	2	2	2
	延利用者数	0	0	4	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	1
	延利用者数	0	0	0	0	0	2
障害児相談支援	実利用者数	11	13	21	29	40	55

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保の方策

- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援の関係機関等が連携を図り、切れ目がない一貫した支援を提供する体制を構築します。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者のニーズに合わせ必要な支援を受けることができるよう、サービスの質的向上を推進し、見込量に応じた適切な事業所数の確保を図ります。
- 医療型児童発達支援については、構成市で運営する、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園が、地域の障害児支援の拠点として重要な施設であるため、今後も関係市と連携を強化して体制を維持していきます。
- 保育所等訪問支援については、現在2名の利用があり、引き続き、学校等関係機関との連携を図り、ニーズに応じたサービス提供に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、現在利用はありませんが、引き続きサービス内容の周知と提供体制の確保に努めます。
- 障害児相談支援についても、発達サポートセンター「はぴあ」等の市の相談窓口と、各障害児相談支援機関との連携を強化し、相談支援体制を充実することにより件数の増加を見込んでいます。